

会 議 録

会議の名称	令和5年 第15回 白岡市教育委員会臨時会
開催日	令和5年11月21日(火)
開催時間	午前9時 開会 ・ 午前11時 閉会
開催場所	白岡市役所 4階 会議室402
教育長の氏名	横 松 伸 二
出席者(委員等)の氏名	横 松 伸 二 山 崎 美佐江 和 田 玲 子 小野目 如 快
欠席者(委員)の氏名	福 永 肇
説明員の職・氏名	教育部長 阿 部 千鶴子 教育総務課長 高 垣 秀 樹 参事兼教育指導課長 小 林 大 輔 教育部付副参事 加 藤 靖 生涯学習課長 大久保 秀 樹
事務局職員の職・氏名	教育総務課主査 山田 真規子
点検評価員	
会議次第	1 開会 2 日程第1 会議録署名委員の指名 3 日程第2 議事 4 閉会
配布資料	別添のとおり
傍聴者数	5人

1 開 会

横松教育長

出席委員 5 名、定足数に達しており開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

横松教育長

市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、山崎美佐江委員及び小野目如快委員を指名した。

3 議 事

横松教育長

議案第 40 号及び第 41 号は意思決定過程であるため、非公開で行いたいが如何か。

委 員

(異議なし)

横松教育長

異議なしと認め、議案第 40 号及び第 41 号は非公開で行う。

【上 程】

横松教育長

議案第 39 号 白岡市立大山小学校の今後の在り方について上程し、提案理由の説明を求める。

【説 明】

(議案第 39 号について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員

大山小学校については小規模特認校制度を活用しており、その後の経過や統廃合の問題等について、これまでも委員会等で示されてきた。文部科学省が示す学校の在り方と大山小学校の現状が著しく乖離してしまったと理解している。以前示された保護者のアンケート結果をみても、多くの子どもの中で学ばせたいという意見もあれば、現状のままが良いという意見もある。全員が同じ方向を向くのは難しい。国の方針に従うならば現状はかなり厳しいところに来ているとは思っている。

B 委員

この問題は何度となく話し合ってきた。個々の現象をとってみても教育上の問題があるのはわかる。児童数の減少により適正な学校規模ではなくなり、多様な考え方に触れる機会や協力し合うといった人数の限界点を超えてしまえば子どもにとって適正といわれる教育ができなくなる。小規模特認校制度を活用しても児童は集まら

なかった。小規模のメリットより、人数が少なすぎることの懸念のほうが上回ったこともあったろう。

以前にも申し上げていて、ここで再び申し上げるのは不適切かもしれないが、人口の減少問題は教育委員会では如何ともしがたいことだが、市内全校で児童数が減少しているのではなく、一方の小学校では児童数が増加し教室数の不足が懸念されている状態だ。何とか大山地区の人口を増やすことはできないものか。問題の原因はここにあるのに、この部分に手は付けずに大山小学校の廃校を議論するのは砂上の楼閣ではないか。

しかしながら教育委員会としては子どもに適切な教育を受けさせる義務があるので、廃校という方向性は仕方ないと思う。また、小規模特認校については、スクールバスがあれば通わせたいという保護者がいれば走らせるのはどうか。学校を廃校するという大きな決断の前にやれることはないかと考えてしまう。

C 委員

学校の統廃合に関し、これまでどのような足固めをしてきたのかが大切だ。市の中の地域カーストを感じてしまう。日本一の学校と言われた学校で育つ子どもと、どうせ小規模だからと言われて育つ子どもに差が出るのは当然だ。

大山地区の子どもが地域を出て行ってしまうことの原因を考えなくてはならない。地域の責任もあるが、市が真剣に取り組んでこなかったのではないか。

少人数による教育の影響は、人数が多いほうが良いといった視点で作られている。そこには地域性という視点がない。

小規模特認校にしても、もっと内容の充実を今一度考えてほしい。

文部科学省の示す学校の在り方が、地域の実情と合っているのか。市としてきちんと考えたのか。

どうせ廃校になるといった後ろ向きの姿勢ではなく子どものため、少しでも良い状態になるよう進めてほしい。

過去の反省は大切である。心情的にはつらい判断になるかもしれないが、子どもにとって何が最善か考えるべきである。採決するがどうか。

横松教育長

B 委員 決定に逡巡している。結果だけが一人歩きするのが心配である。「異議なし」の一言で片づけられないものがある。異議がないわけではないがその方向で行くしかないと思っていることを伝えたい。

横松教育長 決定することを了解していただけたということの採決だ。内容に対して異議があったとしても了解していただけるかということの決定である。

C 委員 資料が当日配布であり、残念だ。いくらわかっていることであっても事前にいただきたかった。もっと意見が言えたように思う。

横松教育長 今回は今後の方針を決定するものであり、時期は明記していない。統廃合の方向性はやむを得ないという意味確認である。

C 委員 本日、欠席の委員がいるがどうか。重大な問題を今決めなくてはならないのか。

横松教育長 行政の手続きとして問題ない。必要であれば起立による採決をとることもできる。

【採 決】 (質疑応答後、全員異議なく決定)

横松教育長 議案第39号 白岡市立大山小学校の今後の在り方について案件のとおり決定する。

(傍聴人退席)

【上 程】

横松教育長 議案第40号 令和5年第5回(12月)白岡市議会定例会提出議案(白岡市立学校設置条例の一部を改正する条例)に係る意見聴取について上程し、提案理由の説明を求める。

【説 明】 (議案第40号について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員 白岡東小学校の住所表記も改正するようだが、「番」と「番地」が混在しているものなのか、詳細に説明願う。

教育部長 白岡市の住所の表示方法は「番地」が一般的であるが、西地区は「番地」ではなく「番」である。新白岡においては「番地」を使用しており、これまでが誤りであったため

廃校の改正に伴い、改めるものである。

また、この議案の補足説明を申し上げる。この「白岡市立学校設置条例」は、白岡市内に学校を設置するための条例である。「白岡市立大山小学校」をこの表から除くということは「大山小学校を令和7年3月31日に廃校する」という改正である。

A 委員

「廃校」という文言は入らないのか。

教育部長

「廃校する」といった法規上の表現はなく、この条例から学校名を削除することで令和7年4月1日から市内の小学校は5か所となるといったことである。学校を残すか残さないかはこの条例の改正のみである。

B 委員

先ほど方向性が決まった。次の段階であると思うが、すぐに期日を決めなくてはいけないのか。両方決めないといけないのか。

教育部長

12月議会に市長がこの議案を出したいという意向があり、これについて合議体である教育委員会の意見を聞きたいという議案である。

B 委員

これが決まれば廃校まで1年半となる。その間、廃校以外の働きかけができるものなのか。廃校の方向性はやむを得ないという流れではあるが、何か策を講じることはできないのか。

教育部長

この議案は大山小学校を令和7年3月31日を以て廃校とする議案である。議会の議決により最終決定となる。

【採 決】

(質疑終了後、全員異議なく決定)

横松教育長

議案第40号 令和5年第5回(12月)白岡市議会定例会提出議案(白岡市立学校設置条例の一部を改正する条例)に係る意見聴取について案件のとおり決定する。

【上 程】

横松教育長

議案第41号 令和5年第5回(12月)白岡市議会定例会提出議案(令和5年白岡市一般会計補正予算(第7号))に係る意見聴取について

【説 明】

(議案第41号について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長、参事兼教育指導課長及び生涯学習課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

C 委員 生涯学習センター2階会議室のガラス破損の原因は何か。
生涯学習課長 9月21日に気付いた。原因は不明だが、外部から傷つけられたものである。

C 委員 鳥がぶつかってくる場合もある。原因がわかれば対策の取りようもある。

A 委員 各学校に修繕費がつけられているが、修理の手続きはどのようなものか。

教育総務課長 篠津小学校の雨漏り等修繕については、現場からの連絡により教育総務課職員が現地確認し、職員が対応できれば職員が行い、対応できなければ業者に依頼する場合もある。今回は職員では対応できないものである。今年度設計し、来年度工事を行いたいと考えている。

A 委員 学校からの修理の要望があると思うが優先順位の決定過程はどうなっているのか。

教育総務課長 学校からのヒアリングを実施している。教育総務課職員が現場を確認し、優先順位をつけている。

【採 決】 (質疑終了後、全員異議なく決定)

横松教育長 議案第41号 令和5年第5回(12月)白岡市議会定例会提出議案(令和5年白岡市一般会計補正予算(第7号))に係る意見聴取について案件のとおり決定する。

5 閉 会

横松教育長 以上をもって閉会を宣言する。

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

議事録署名委員

議事録署名委員